

お知らせ 介護用品購入費助成 布団クリーニング助成

	介護用品購入費	布団クリーニング
対象者	福崎町に在宅で 要介護4以上の人	福崎町に在宅で 要介護3以上の人
	福崎町重度心身障害者(児)介護手当受給者	
申請 できる方	上記対象者本人、もしくは同居またはそれに 準じる状態で対象者を介護している人	
助成額	年間18,000円まで	年間6,000円まで
	平成31年4月1日～令和2年3月31日に 支払った費用が対象です 入院中または入所中に購入した介護用品、 使用した布団は対象外です	
申請方法	申請書は役場にあり 申請には印鑑が必要です	
	領収書(宛名、品目 の記載があるもの) もしくは内容の分か るレシートを添付し てください	宛名の書かれた領収 書を添付してくださ い
提出期間	令和2年4月10日(金)まで	

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係(内線364)

福祉医療費受給者証の 更新・資格喪失について

有効期限は
3月31日

更新

乳幼児等医療費受給者証
(小学3年生)

小学3年生の子どもは、4月から「こども医療費受給者証」に切り替わります。

3月下旬に郵送(普通郵便)で、こども医療費受給者証を送付しますので、旧乳幼児等医療費受給者証は有効期限終了後、役場健康福祉課へ返却してください。

資格喪失

こども医療費受給者証
(中学3年生)
母子家庭等医療費受給者証
(18歳の子およびその監護者)

こども医療を受給している中学3年生・母子家庭等医療を受給している18歳の子の保護者には、3月下旬に資格喪失届を送付します。

返信用封筒を同封していますので、有効期限後、資格喪失届と福祉医療費受給者証を役場健康福祉課へ返却してください。

問い合わせ先 健康福祉課 国保医療係(内線356)

4月1日から運行改編

巡回バス「サルビア号」・連携コミバス「ふくひめ号」

詳しくは3月中旬に各戸配布する新しい時刻表でご確認ください。

巡回バス「サルビア号」

郊外便 (川西地区)	川西A・川西Bの時刻表の変更 川西Aと川西Bの第1便目が統合便になり、田口・高岡方面と西治・高橋方面を運行します。 午後から運行順が変わります。 改編前：長野(山本商店前)発 改編後：田口(集落センター)発 板坂新田南(郵便局前)バス停が高岡板坂郵便局に移転(2月20日から)
郊外便 (川東地区)	中島(精米所前)バス停を新設 利用するためには電話予約が必要です。(☎24-3400)

福崎町・姫路市連携コミバス「ふくひめ号」

バス停 の新設	福崎町内のバス停新設(5か所) ・西治北(おおにしクリニック前) ・中島(精米所前)・旬彩蔵・図書館 ・吉田北 姫路市内のバス停新設(4か所) ・溝口ニュータウン北・香寺北公民館前 ・宮脇口(神姫バス停)・八幡集会所前
バス停 の廃止	福崎町内のバス停の廃止(2か所) ・八反田南・吉田西(ラ・ムー前)
路線の 延長	○図書館や旬彩蔵に行くことができます。 ○宮脇・八幡方面(船津町)へ運行を開始します。

企業定期を導入します

1か月定期	5,000円	6か月定期	25,000円
-------	--------	-------	---------

購入要件：福崎町内又は姫路市内に本社、支社等の事務所、事業所を設置している企業

問い合わせ先

健康福祉課 巡回バス担当(内線351)
まちづくり課 都市計画担当(内線336)

新しい区長が 決まりました

令和2年福崎町の区長が決まりましたので、お知らせします。
(2月3日現在・敬称略)

自治会名	区長名
田原地区	
長目	後藤 芳樹
中島	松岡 宣幸
西光寺	竹本 繁夫
八反田	多田 龍三
吉田	難波 成光
西野	松井 昭正
井ノ口	姫田 紀生
北野	埴岡 秀和
辻川	鈴木 健文
田尻	内藤 勢一
大門	松岡 繁克
加治谷	柳田 智宏
亀坪	河嶋重一郎
八千種地区	
南大貫	前田 泰良
東大貫	岡 幸司
西大貫	吉識 秋光
余田	松岡 光夫
小倉	難波 孝裕
庄	西井 和俊
鍛冶屋	中塚 龍一
福崎地区	
新町	石川 宗三
馬田	森藤 孝一
山崎	安田 正
駅前	後藤 幸男
福田	尾崎 幸忠
田口	豊國 明仁
板坂	鳥岡 照義
桜	大杉 武司
長野	松岡 武夫
神谷	大野武二郎
西谷	谷本 敬三
西治	志水 利雄
高橋	松本 清孝

(総務課)

督促手数料を改定します

80円(現行) 100円(4月1日から)

下記の町税等にかかる督促手数料を改定します。

- 町税(国民健康保険税を含む) ○介護保険料
- 後期高齢者医療保険料 ○下水道事業受益者負担金

督促状の作成・送付にかかる経費の上昇等により改定するものです。

納期限を確認いただき、期限内の納付をお願いします。(税務課)

令和2年度の国民年金保険料は、月額16,540円です

保険料の納付期限は翌月末です。保険料をまとめて前払い(前納)すると保険料が安くなります。

また、一般保険料に400円の付加保険料をプラスすると、将来の年金額に上乘せして支給される制度もあります。

国民年金保険料 学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

問い合わせ先 住民生活課(内線374)

年金を受けている人が所在不明になったときは届出が必要です

年金を受けている人が1か月以上所在不明になったときは、速やかに届け出てください。届出先は近くの年金事務所です。受給権者の健在が確認できない場合は、年金の支払いが一時止まります。

年金の支払いが止まっている人の所在が明らかになったときは、年金の受取りを再開するための手続きが必要です。近くの年金事務所に連絡してください。

問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 / ☎03-6700-1165
基礎年金番号が分かるものをご用意ください

便利なマイナンバーカード!

住民生活課では、平日8:30~17:15まで、マイナンバーカードの写真無料撮影と申請のお手伝い、カードの交付を行っています。休み明けは特に混雑しますので、極力避けてお越しください。

また、平日に仕事などで役場に来られない方のために、休日の申請受付なども行っています。

【カードの使い道】

1. コンビニで各種証明書を取得
2. 子育てワンストップサービスの利用
3. e-Tax(確定申告)の利用 など

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係(内線371)



町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
	(H31.1.1現在)	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	19,353人	8,764,692	159,803	1,222,170	13.9	15.2

(注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
2.実質収支 = 歳入総額 - (歳出総額 + 翌年度へ繰り越すべき財源)

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	132	492,721	89,771	194,058	776,550	5,883

(注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。
2.職員数は平成30年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福崎町	317,297円	40.8歳	337,600円	54.4歳
国	329,433円	43.4歳	287,312円	50.9歳

(注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
2.技能労務職とは、運転員、調理員、作業員などです。
3.平成31年度福崎町のラスパイレス指数(国家公務員の給料を100として算出する)は99.5となっています。

4. 職員の初任給の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	福崎町	国
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,500円	300,600円
	高校卒	221,500円	266,500円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
標準的な職務内容	技監	課長 課参事	課長 課参事 副課長	課長補佐 係長 主査	係長 主査	主事	主事		
職員数(人)	1	12	7	32	30	13	6	101	
構成比(%)	1.0	11.9	6.9	31.7	29.7	12.9	5.9	100.0	
参考	1年前の構成比	1.0	13.1	7.1	34.4	28.3	13.1	3.0	100.0

(注) 1.職員数は、福崎町給与と条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

7. 職員の手当の状況

区分	福 崎 町	国の制度との比較
期末手当 勤勉手当	(平成31年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	同じ
	6月期 1.300月分 0.925月分	
	12月期 1.300月分 0.975月分	
	計 2.600月分 1.900月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	同じ
	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	
	勤続35年 39.7575月分 47.709月分	
	最高限度額 47.709月分 47.709月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%)	同じ
	退職時の 特別昇給 無	無
地域手当 (平成31年 4月1日現在)	平成21年度から制度廃止	同じ (制度はあるが 福崎町の区域は無支給)
管理職手当 (平成31年 4月1日現在)	技監20/100、町参事職19/100、 課長17/100、課参事13/100、 副課長12/100	異なる 7級 88,500円~66,400円 6級 72,700円~51,900円 5級 59,500円~49,600円
特殊勤務 手当 (平成30年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 3.8% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 0円 手当の種類(手当数) 感染症防疫作業手当(1)	異なる
時間外 勤務手当	30 年度 支給総額 36,384千円 支給対象職員1人当たり年額 324,859円	同じ
	29 年度 支給総額 35,135千円 支給対象職員1人当たり年額 313,702円	
扶養手当 (平成31年 4月1日現在)	配偶者 6,500円 扶養親族1人につき 10,000円 配偶者のない場合の1人目 10,000円 年度初め満15歳~年度未満22歳の子加算額 5,000円	同じ
住居手当 (平成31年 4月1日現在)	借家居住者 月額12,000円以上の家賃を払っている職員 最高27,000円	同じ
	自宅居住者 世帯主である職員に支給 2,500円	無
通勤手当 (平成31年 4月1日現在)	交通機関の利用者 実費支給 ただし最高55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給	同じ
	交通用具利用者 通勤距離 1km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円	異なる 0km ~ 60km以上 2,000円 ~ 31,600円

(注) 1.退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
互助制度	職員は、一般財団法人兵庫県市町職員互助会及び福崎町職員互助会に加入し、福利厚生の実施を図っています。
健康管理	定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
公務災害	公務災害発生件数 0件 通勤災害 1件 (平成30年度)
措置要求・ 不服申立て	勤務条件に関する措置の要求 0件 不利益処分についての不服申立て 0件 (平成30年度)

9. 特別職報酬等の状況

区分	給料・報酬月額		期末手当
	平成31年4月1日現在		
給料	町長	830,000円	6月期 2.20月分 12月期 2.25月分
	副町長	673,000円	
	教育長	620,000円	
	公営企業 管理者	520,000円	
報酬	議長	370,000円	計 4.45月分
	副議長	280,000円	
	議員	255,000円	

10. 定員の状況

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			平成31年 の対前年 度増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年	平成31年		
一般行政 部門	議会	3人	3人	3人	0人	派遣職員の増 会計間の異動 増員
	総務	34	32	34	2	
	税務	8	9	8	1	
	民生	51	50	50	0	
	衛生	10	10	11	1	
	農林水産	10	10	10	0	
	商工	3	3	3	0	
	土木	14	14	14	0	
	小計	133	131	133	2	
	特別行政 部門	教育	21	19	22	
小計	21	19	22	3		
普通会計	計	154	150	155	5	
公営企業等 会計部門	水道	7	7	7	0	退職後、再任用職員へ
	下水道	6	6	5	1	
	その他	11	10	10	0	
	小計	24	23	22	1	
合 計		178	173	177	4	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

問い合わせ先 総務課 人事係(内線222)

詳しい内容は町ホームページに掲載しています。

～固定資産税について～

固定資産の価格に係る不服審査

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

審査申出期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示日（通常4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月を経過する日までに、文書をもって審査の申し出をすることができます。

Q 家屋を取り壊しました。固定資産税はどうなりますか？
また、手続きはどのようにしたらよいですか？
A 固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。したがって、取り壊した年は課税となりませんが、翌年からは課税されなくなります。しかし、未登記の家屋を取り壊したり、登記家屋であっても滅失登記がされていない場合は、壊したことを把握することが困難です。税務

固定資産税（家屋）のあれこれ

課資産税係へ「とりこわし家屋報告書」を提出し、取り壊しの状況を報告してください。報告書を提出されなかった場合は、家屋を取り壊したにも関わらず、固定資産税が賦課され続ける場合がありますので十分ご注意ください。
Q 家屋の用途変更があった場合の手続きは？
A 家屋の用途は、登記簿の情報や新築時の実地調査で確認した情報を基に判断してい

ます。家屋の用途変更をされた場合、1か月以内に法務局で建物表題部変更登記をすることが義務付けられています（不動産登記法第51条）。しかし、なんらかの事情により変更登記ができないとき、又は、未登記家屋については、「家屋用途変更届出書」により税務課課資産税係へ用途変更の旨を届け出てください。

問い合わせ先
税務課 資産税係
(内線344・346)

固定資産課税台帳の縦覧について

納税義務者等は、自己の土地家屋について、他の土地や家屋と評価額を比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧のできる範囲（記載されている内容）

- ・土地価格等縦覧帳簿
所在、地番、地目、地積、価格
- ・家屋価格等縦覧帳簿
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
縦覧場所 福崎町役場 税務課
縦覧期間 4月1日～6月30日
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる人

- ・土地、家屋の固定資産税の納税者、納税管理人
- ・納税者と同居の親族
- ・委任状を有する代理人
持参するもの
- ・窓口で縦覧する人の印鑑
- ・本人確認書類（免許証、個人番号カードなど）
- ・代理人の場合は委任状

固定資産課税台帳の閲覧について

納税義務者等は、自己の資産について、固定資産課税台帳に記載された事項を確認することができます。

閲覧できるもの 固定資産課税台帳（名寄帳）

閲覧できる人

- ・土地、家屋、償却の固定資産税の納税者、納税管理人
 - ・納税者と同居の親族
 - ・委任状を有する代理人
 - ・借地、借家人等の利害関係人（当該部分のみ閲覧可）
借地人・借家人が閲覧できる範囲
借地人...借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
借家人...借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
- 持参するもの
- ・窓口で閲覧する人の印鑑
 - ・本人確認書類（免許証、個人番号カードなど）
 - ・代理人の場合は委任状
 - ・借地、借家人等の利害関係人の場合は、賃貸物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類